

令和5年5月10日

保護者の皆様へ

徳島県立穴吹高等学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う対応について（お知らせ）

日頃は、本校の教育活動の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されました。

これに伴い、県から発出されていた県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の取扱は終了しましたが、引き続き、基本的な感染症対策の取組を継続し、教育委員会や学校医等の専門家及び家庭との連携を図りながら、生徒の安全・安心な学校生活を保障するための取組に努めてまいります。

つきましては、下記における今後の学校対応にも御理解いただき、円滑な学校運営に御協力くださるようお願いいたします。

記

1 出席停止等について

- (1) 生徒の新型コロナウイルス感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づいて出席停止とします。
（発症日を0日目として、5日間を出席停止とする。ただし症状軽快後、1日を経過していること。）
- (2) 罹患した生徒は登校するにあたって「出席停止届」（学校にて配布）を提出してもらいます。その際、医療機関が発行する陰性証明書や診断書等の提出は必要ありませんが、感染したことが確認できるもの（薬袋のコピーなど）を一緒に提出してください。
- (3) その他、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止とすることがあります。
- (4) 同居する家族等が新型コロナウイルスに感染しても、濃厚接触者として特定はおこなわず、出席停止とはなりません。

2 その他

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、必ず学校へ連絡し、無理をして登校しないようにしてください。
- (2) 出席停止期間や提出書類等についてわからないことがあれば、学校へ御相談ください。

以上

